

平成21年4月24日

各位

株式会社マルハニチロ食品

公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法)に基づく勧告を受けました。その概要は添付のとおりでございます。

関係下請事業者様をはじめ、お取引先様やお客様その他関係者様ご一同に対して、ご心配、ご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

本件は、当社が、平成19年2月から平成20年6月までの間に、下請事業者に支払うべき下請代金の額から一定率を乗じて得た額を「協賛金」または「不良品歩引き」と称して下請代金の額から減額または金銭を收受した行為、および、卸売業者等に支払う販売促進費用の一部に充当するため仕入数量または販売数量に一定額を乗じて得た額を「販売対策協力金」と称して金銭を收受した行為が、それぞれ公正取引委員会により、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じる行為であり、また、自己のために経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害している行為である、と認定されたものです。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告に従った措置を速やかに講じて、同様の事態の再発防止に努めるとともに、下請法遵守体制をより一層充実させて参る所存でございますので、各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、調査が開始されたことを契機といたしまして、平成20年7月以降、上記のような違法行為は一切行なっておりません。

また、添付の概要にも記載しておりますとおり、公正取引委員会により認定を受けた金銭につきましては、去る4月7日に各下請事業者様に対して返還を完了しております。

以上

平成21年4月24日付公正取引委員会より当社に対する勧告の概要

1 関係人の概要

事業者名	本店所在地	代表者
株式会社マルハニチロ食品(注)	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	代表取締役 坂井 道郎

(注) マルハニチロ食品は、株式会社ニチロが平成20年4月1日に商号変更したものである。

2 勧告の概要等

(1) 違反事実の概要

株式会社マルハニチロ食品(以下、マルハニチロ食品)は、業として行う販売の目的たる冷凍調理食品等の製造を下請事業者に委託しているところ、以下の行為を行っていた。

ア マルハニチロ食品は、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「協賛金」、「不良品歩引き」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年2月から同20年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた(減額した金額は、下請事業者19社に対し、総額1966万8979円である。)

イ マルハニチロ食品は、自社が卸売業者等に支払う販売促進費用の一部に充当するため、下請事業者に対し、事前に算出根拠等を明確に説明することなく、かつ、金銭の提供とそれによって得られる下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、「販売対策協力金」等と称して、仕入数量に一定額を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年2月から同20年4月までの間、当該額を支払わせていた(支払わせた金額は、下請事業者22社に対し、総額1709万5550円である。)

なお、マルハニチロ食品は、平成21年4月7日、当該下請事業者に対し、減額した金額及び支払わせた金額を返還している。

(2) 勧告の概要

ア 次の事項を取締役会の決議により確認すること。

(ア) 前記(1)アの減額行為が下請法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じない旨

(イ) 前記(1)イの不当な経済上の利益の提供要請行為が下請法の規定に違反するも

のである旨及び今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さない旨

イ 次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(ア) 前記アに基づいて採った措置並びに下請代金の額から減じていた額及び支払わせていた額を当該下請事業者に対し支払った旨

(イ) 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがないように、また、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じる旨

ウ 前記ア及びイに基づいて採った措置並びに下請代金の額から減じていた額及び支払わせていた額を当該下請事業者に対し支払った旨を取引先下請事業者に周知すること。

以上